

千葉労災病院遺失物及び拾得物取扱規程

(目的)

第1条 当院は不特定多数の出入りがある公的施設であり、来院者及び病院職員が遺失物及び拾得物を届け出ることがある。本規程はその取扱について定めるものである。

(定義)

第2条 遺失物とは、他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、当該他人が占有を失ったもので、それを発見した者の占有に属していないものをいう。

2 拾得物とは、前項に定める遺失物が遺失者以外の者に発見され、その者により遺失物が施設長へ届け出された物をいう。

なお、病院職員が施設長へ遺失物を届け出た時は、施設長が拾得者となる。

3 病院職員とは、当院の職員及び当院から業務を委託された者並びにその他当院の運営に携わる者をいう。

4 来院者とは、当院に訪れた患者とその家族及びその他当院へ訪れた者をいう。

(届出)

第3条 当院で物品等を遺失した者又は遺失物を拾得した者は、速やかにその旨を別添フローに従い、届出を行う。

2 前項に定める届出は、遺失物届（様式3）又は拾得物届（様式1）をもって行うものとする。

3 来院者の拾得者から請求があった場合は、次の事項を記載した拾得物預り証（様式2）を交付するものとする。

（1）物件の種類及び特徴

（2）物件の交付を受けた日時

（3）施設の名称及び所在地、施設占有者の氏名

4 医事課③番窓口（時間外・休日・夜間は防災センター）は、来院者の拾得者について、拾得物の取扱及び拾得者の権利を説明する。

(拾得物の管理)

第4条 拾得物は届け出受理後、医事課③番窓口にて一時保管し、翌日午前中（別添フロー参照）に届出を行い、総務課にて保管する。その保管期間は受理後7日以内とし、その間に様式4をもって所轄警察署に届け出るものとする。ただし、法令等で所持が禁じられた拾得物を受け付けた場合は、総務課を通じて直ちに所轄警察署に届け出るものとする。

2 高額な拾得物の届出があった場合は、直ちに総務課へ届出を行い、総

務課は、直ちに所管警察署へ届け出るものとする。

- 3 総務課は、拾得物の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所その他必要事項を記載した拾得物台帳（様式4）を備え付け、関係者が自由に閲覧できるようにするものとする。

なお、時間外・休日・夜間については、防災センターにて閲覧する。

（拾得物の返還）

- 第5条 遺失者が判明した場合、総務課は自らが保管している拾得物を返還する。その後、当該遺失物届内の受領書欄に必要事項を記入・署名（自署の場合、押印不要）してもらおう。警察署へ提出した拾得物に関しては、所轄警察署にて返還事務手続等を行うため、その旨を案内する。

（庶務）

- 第6条 遺失物の取扱いに関する庶務は、総務課とする。

（その他）

- 第7条 この規程に定めのない事項については、法令及びそれに準じたものによる。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

落とし物をされた方や拾われた方へ

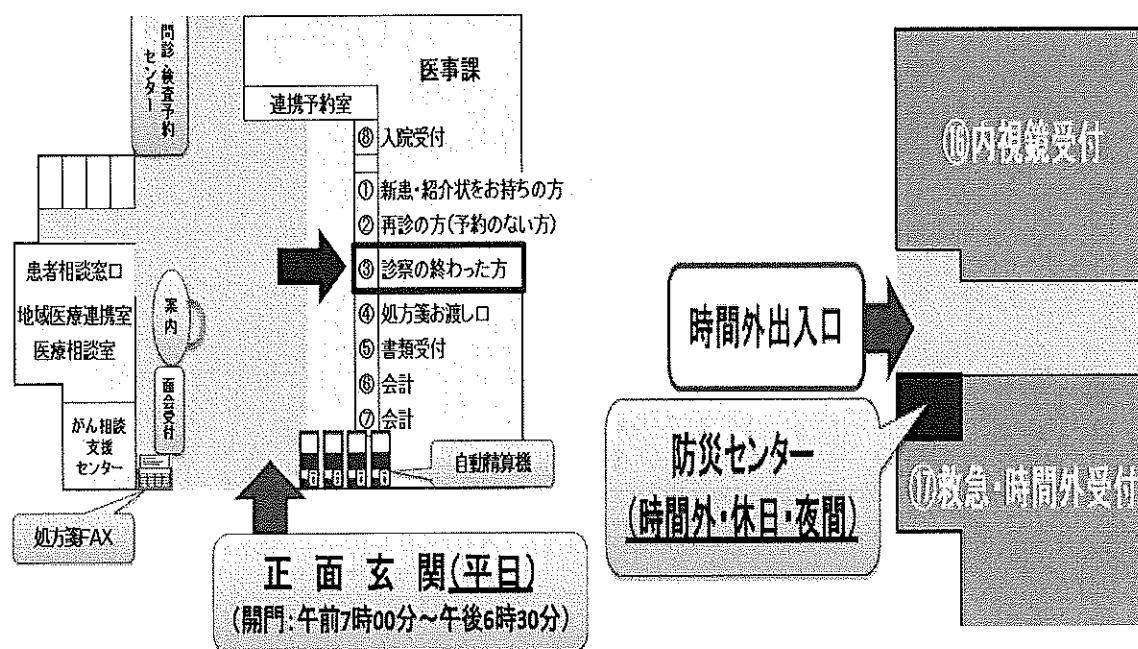
千葉労災病院

院内及び病院敷地内で落とし物をされた方や拾われた方は、平日・日中（８：３０～１７：１５）は医事課③番窓口、それ以外の時間外・休日・夜間は防災センターにてその届出等の受付をしますので、そちらまでお越し下さい。

落とし物の受付窓口

〈医事課③番窓口の案内図〉

〈防災センターの案内図〉



落とし物をされた方へ

1 当院で落とし物をされたら

- (1) 医事課③番窓口にて、その落とし物を問い合わせてください。その際、遺失物届を提出していただきます。
- (2) 落とし物が医事課③番窓口又は総務課で保管されていれば、その場でお返しします。なお、落とし物をお返しする際は、身元を確認出来る物（運転免許証等）をお持ち下さい。
- (3) 当院に届けられた落とし物のうち、その届出後7日を過ぎた物は、所轄警察署へ届け出ていますので、そちらへお問い合わせ下さい。

※所轄警察署：辰巳台交番（電話番号：0436-74-1765）

落とし物を拾われた方へ

1 当院に届けられた落とし物についての取り扱い

(1) 落とし主が判明すれば、落とし主に返還します。

(2) 落とし主が判明しない場合は、届出受付後 7 日以内に所轄警察署へ提出します。

※所轄警察署：辰巳台交番（電話番号：0436-74-1765）

2 落とし物を拾われた方の権利

落とし物を拾われた時から 24 時間以内に届け出れば、以下の権利が発生します。

(1) 落とし主が判ったときに、報労金（お礼（落とし物の価格の 2.5% から 10%））を受け取れます。

(2) 落とし主が判らなかったときは、その物を受け取る権利があります。

(3) 落とし物を交付するために要した費用があれば、落とし主またはその物の所有権を取得してその落とし物を引き取る者に請求する権利があります。

※ 以上の権利は放棄することも出来ます。

※ 権利を主張する場合、報労金の受渡しに関して、病院は関係者の間に介入することはできませんのでご了承ください。

3 所轄警察署へ届出後、落とし主が判明しない時の措置

2(2)の権利を有している方は、当該落とし物の引渡手続等を所轄警察署にて行いますので、そちらへお問い合わせ下さい。

※所轄警察署：辰巳台交番（電話番号：0436-74-1765）